

## 埼玉県農業団体等補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農業協同組合等及び当該農業協同組合等が主たる構成員若しくは出資者となっている法人又は団体の育成及び発展を図るため、これらの法人又は団体に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(申請書の様式及び提出時期)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項に規定する申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付を申請しようとする者に対して通知するものとする。

(申請書の添付書類)

第4条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項を記載した添付書類は、別表の申請書添付書類の欄に掲げるとおりとする。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

(変更承認申請)

第6条 補助事業者は、規則第6条第1項の規定により、知事が付した条件に基づき、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更について知事の承認を受けようとするときは、様式第2号の補助事業変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式及び提出時期)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

- 2 前項に規定する報告書の提出時期は、清算払の補助事業にあつては補助事業完了後10日以内、その他の補助事業にあつては補助金の交付決定に係る会計年度終了後40日以内とする。

(実績報告書の添付書類)

第10条 補助事業者は、様式第4号の実績報告書を知事に提出するときは、別表の実績報告書添付書類の欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後交付するものとし、交付確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。ただし、知事は補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第5条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金の額の確定通知又は交付の決定通知を受けた後、速やかに様式第6号の請求書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和49年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和51年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

別表（第2条、第4条、第5条、第10条関係）

補助事業	経費	経費細目	補助率	重要な変更		申請書添付書類	実績報告書添付書類
				経費配分の変更	補助事業内容の変更		
1 農業協同組合総合指導対策事業	農協機能強化対策費補助	埼玉県中央会が実施する農協機能強化対策及び農協に対する法務相談業務に応じるために要する経費	1/2以内	経費の相互間における経費の20%を超える流用	経費細目に関する事業を廃止するとき	当該補助事業を含む全事業に係る事業計画書及び収支予算書	当該補助事業を含む全事業に係る事業報告書及び収支決算書
		2 法務相談に要する経費であって、弁護士報酬、謝金、旅費、会議費、会場借上料、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費及び消耗品費					

補助事業	事業	経費	経費細目	補助率	重要な変更		申請書添付書類	実績報告書
					経費配分の変更	補助事業内容の変更		
2 農業団体等事業活動補助事業	J A 埼玉県女性組織協議会補助	J A 埼玉県女性組織協議会の事業活動に要する経費	1 女性の教養の向上及び生活の合理化に要する経費 2 農業協同組合の理解及び協力に要する経費 3 組織の整備強化に要する経費	額定	同上	同上	1 当該補助事業を含む事業に係る事業報告書 計画書及び収支予算書 2 協議会規約 3 協議会役員の名簿	当該補助事業を含む全事業に係る事業報告書及び収支決算書
	農協青年部協議会補助	埼玉県農協青年部協議会の事業活動に要する経費	1 組織活動の促進に要する経費 2 組織の整備強化に要する経費 3 農協青年部体験発表会の開催に要する経費	額定	同上	同上	同上	同上